

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 20日

熊本市長 大西 一史 殿

提出者

住 所 熊本市東区錦ヶ丘18番24号

氏 名 大和ハウス工業(株)熊本支店

支店長 興梠 一喜

電話番号 096-360-5225



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 熊本支店
事業場の所在地	熊本市東区錦ヶ丘18番24号
計画期間	令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業 (06)
② 事業の規模	前年度売上高 16,486百万円
③ 従業員数	147人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

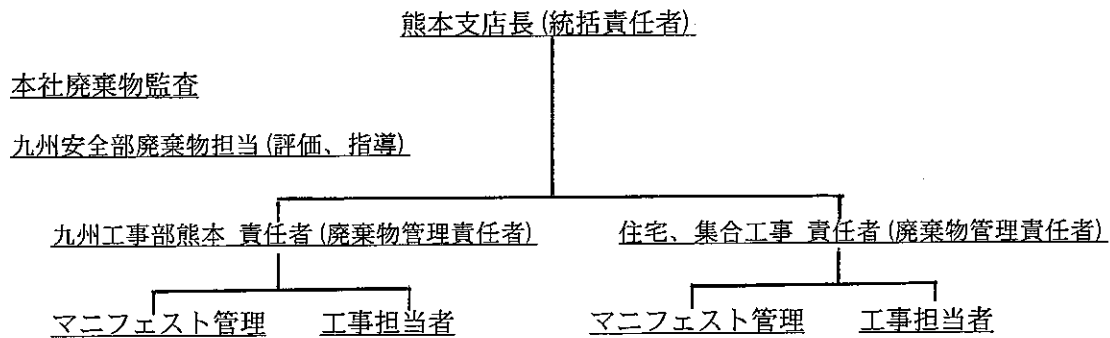
産業廃棄物の一連の処理の工程



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排出量	2673.176 t	- t
	（これまでに実施した取組） 取引業者様の協力で、梱包材の削減に取り組んでいる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	排出量	2771 t	- t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取組を継続実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ、金属、ガラス陶磁器屑、がれき類コンクリート殻、がれき類アスコン殻、がれき類その他、汚泥、紙くず、木屑、繊維屑、ガラス陶器石膏ボードくずに関しては、分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 太陽光パネル廃棄案件の発生に備えて、太陽光パネルを100%リサイクルする中間処理業者様と産業廃処理委託基本契約締結済み。 現状の分別に関する取組を継続実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	全処理委託量	2673.176 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	1089.126 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	2547.814 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	93.502 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・委託先処理業者を定期的に現地視察し処理状況の確認指導を実施する。 ・優良認定処理業者を優先し処理委託する。 ・マニフェスト管理徹底するよう社員教育を実施する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	-
	全処理委託量	2771 t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1221 t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	2650 t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	90 t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
	現状の取組を継続実施する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書内訳(前年度(令和4年度)実績)

別紙

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残存量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラ/その他	99									99	99	2		94
廃プラ/石綿含有産業廃棄物	0									0	0			
金属くず/その他	52									52	52	52		
ガラ陶/その他	101									101	101	78		
ガラ陶/石綿含有産業廃棄物	3									3	3			
ガラ陶/石膏ボード(廃品)	71									71	71	71		
がれき類/コンクリートがら	1,435									1,435	175	1,435		
がれき類/アスコンがら	606									606	282	606		
がれき類/その他	50									50	50	50		
がれき類/石綿含有産業廃棄物	2									2	2			
汚泥/その他	0													
紙くず その他	12									12	12	12		
紙くず 段ボール	35									35	35	35		
木くず	176									176	175	176		
繊維くず	8									8	8	8		
混合廃棄物/解体系混合廃棄物	24									24	24	23		
合 計	2,673									2,673	1,089	2,548		94

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

別紙

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラ/その他	100					100	100	5		90
廃プラ/石綿含有産業廃棄物	1					1	1	0		
金属くず/その他	100					100	100	100		
ガラ陶/その他	100					100	100	80		
ガラ陶/石綿含有産業廃棄物	3					3	3	0		
ガラ陶/石膏ボード(廃品)	80					80	80	80		
がれき類/コンクリートがら	1,400					1,400	150	1,400		
がれき類/アスコンがら	600					600	300	600		
がれき類/その他	50					50	50	50		
がれき類/石綿含有産業廃棄物	2					2	2	0		
汚泥/その他	20					20	20	20		
紙くず	50					50	50	50		
紙くず/段ボール	50					50	50	50		
木くず	180					180	180	180		
繊維くず	5					5	5	5		
混合廃棄物/解体系混合廃棄物	30					30	30	30		
合 計	2,771					2,771	1,221	2,650		90